（様式６）



プレスリリース

年 月 日農 林 水 産 省

［ ○ ○ 県 ］

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の

（疑似）患畜の確認について



・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）」の（疑似）患畜が○○県［県内］で確認されました。

・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。

・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

１ 農場の概要

所在地：○○県○○市○○

飼養状況：○○鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏） 飼養羽数 ○○羽

２ 経緯

(１)○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に通報がありました。

(２)同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。

(３)同研究所による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜と判定しました。

３ 今後の対応

農林水産省は、本日の鳥インフルエンザ対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

（１）「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

（２）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

（３）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

（４）食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

（５）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。

（６）殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

（７）「疫学調査チーム」を派遣。

（８）全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。

（９）関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

４ その他

（１）我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

（２）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

（３）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします



お問合せ先所属：○○ 担当：○○

TEL：○○ FAX：○○